

介護老人福祉施設開設希望申出に関する質問への回答

【質問1】 受付：令和6年8月1日

整備時期は令和8年度末と記載されていますが、スケジュール（予定）を確認しますと、町長による選考は令和7年3月となっております。選考後概ね2年以内に整備（開設）するという理解でよろしいでしょうか。

《回答1》

お見込のとおりです。ただし、申出要領に「令和8年度末までに」と記載してありますように、選考された場合は、可能な限り早期の運営開始をお願いします。

【質問2】 受付：令和6年8月1日

当該施設整備に対する補助金（社会福祉施設建設費補助や介護基盤整備事業補助金等）の有無についてご教示いただきませんか。

また、上記補助金の交付予定がある場合、資金計画が大幅に変動することが予測されますが、資金計画書への記載の取扱いについてご教示ください。

《回答2》

施設の建設に関する補助金はありませんが、介護施設開設準備経費助成事業を活用することはできます。ただし、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは、介護施設開設準備経費助成事業の対象外となります。

また、令和7年度以降の補助内容や補助単価は確定していませんので、資金計画書への記載は、当該助成事業を活用しないものとして記載してください。

【質問3】 受付：令和6年8月1日

（新規に社会福祉法人設立を計画している場合）申出関係書類の法人名は（仮）名称等よろしいでしょうか。

《回答3》

開設希望申出の時点で、社会福祉法人設立を計画している場合は、（仮）名称等で差し支えありません。開設希望申出書類には、法人名の最初に「（仮）」と記載する等して、当該名称が仮であることがわかるようにしてください。